

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年1月24日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の無効、違法性又は不当性を主張している。

本件処分通知書に記載された却下の理由は、全く理由になつておらず、無効である。

請求人は、本件処分により、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされた。

よつて本件処分は日本国憲法25条、98条1項、法1条、2条、3条、8条1項、2項、15条1項6号、地方自治法30条、32条及び33条に違反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 1 月 2 8 日	諮詢
令和 7 年 3 月 1 8 日	審議（第 98 回第 2 部会）
令和 7 年 4 月 2 8 日	審議（第 99 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項 1 号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法 12 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1 号）、「移送」（2 号）を定めている。

また、法 11 条 1 項 4 号は、保護の種類として、医療扶助を挙げ、法 15 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6 号）等を規定し、保護基準別表第 4 ・ 医療扶助基準 4 は、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 生活扶助費

ア 家具什器費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4

月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 7・1 は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること、実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導することとしている。また、同・2 は、臨時の最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者((1)から(3)まで)について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時に認定するものであることとし、(3)に「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」を掲げている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7・2・(6)・アからウまでは、炊事用具、食器等の家具什器、暖房器具及び冷房器具を一時扶助することができる場合を、同・ア・(ア)から(オ)までに限定列挙する(保護開始時、単身の被保護世帯で長期入院後の退院した場合、被災した場合、転居の場合、犯罪等の被害を受けた場合が挙げられている。)。

イ 移送費

局長通知第 7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれか((ア)から(タ)まで)に該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費等とする旨を規定し、同・(ア)から(ケ)までには、要保護者を確実な引取り先に移送する場合などが挙げられている。

(3) 医療扶助費

ア 医療扶助

法による医療扶助のための医療を担当させる機関は、厚生労働大臣が指定し(法 49 条)、指定を受けた医療機関(指定医療機関)の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされている(法 52 条 1 項)。

イ 医療移送費

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、（中略）給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」

（医療要領第3・9・(1)）とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・(2)・ア）等としている。

(4) 申請による保護の開始・変更

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

これらの規定は、同条9項により、要保護者等からの保護の変更の申請について準用される。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知及び医療要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件申請のうち、冷蔵庫等について、処分序は請求人に対する保護を平成24年に開始しており、請求人は、局長通知が定める一時扶助することができる場合（1・(2)・ア）のいずれにも該当するとは認められず、支給要件に該当しない。

ワクチンは、保険医療機関等により社会保険医療とは別に提供されるサービスであって保険適用外であるから、法による医療扶助の対象にはならない（1・(3)・ア）。

通院移送費のうち、本件医療機関1に係るものは、保護申請書に添付された請求人作成の経緯を記した書面により、請求人は申請対象の令和5年12月12日に本件医療機関1に赴いたものの、受診しなかったことが認められる。医療移送費は、受診に係る交通費が必要な場合に、個別にその内容を審査して給付を行うものであるから（1・(3)・イ）、本件医療機関1に係る通院移送費は、支給要件に該当しな

い。

また、本件医療機関 2 に係るものは、乗車区間を○○から○○駅までの往復の通院移送費であるが、医療移送費は、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであるから（同）、請求人の自宅から○○駅までは約 900 メートルと徒歩圏内であり、かつ、請求人は歩行が困難ではないから交通費を支給する要件がないとする処分庁の判断に不合理な点は認められない。

本件庁舎の交通費については、局長通知が定める生活扶助費の移送費の範囲（1・(2)・イ）に保護申請書等を処分庁に提出する場合は含まれておらず、支給することはできない。

そうすると、本件申請について、申請内容がいずれも支給要件を満たしていないとして却下した本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則ったものであると認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第 3）のとおり、本件処分により、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされた旨等を主張する。

しかし、本件処分が上記 1 の法令等の定めに則って行われたと認められることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己